

⑨

令和5年市議会9月定例会

報 告 事 項

静 岡 市



# 目 次

報告番号	件 目	頁
報告第24号	令和4年度静岡市一般会計継続費精算報告書	4
報告第25号	令和4年度静岡市水道事業会計継続費精算報告書	5
報告第26号	専決処分の報告について（史跡小島陣屋跡土砂崩れ事故に係る和解について）	6
報告第27号	専決処分の報告について（施設管理下における物損事故、物損事故、施設管理下における傷害事故、史跡小島陣屋跡土砂崩れ事故、交通事故及び道路事故による損害賠償の額の決定について）	7
報告第28号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	18
報告第29号	令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について	20

令和 4 年度 静岡市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	市 債	そ の 他			国 県 支 出 金	市 債	そ の 他			国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
10 教育費	3 中 学 校 費	仮 称 内 河 兩 水 清 小 中 学 校 改 修 費	3	円 323,200,000	円 32,769,000	円 256,400,000	円 34,031,000	円 49,100,000	円 13,216,000	円 32,200,000	円 3,684,000	円 274,100,000	円 19,553,000	円 224,200,000	円 30,347,000			
			4	92,200,000	76,462,000	12,900,000	2,838,000	354,834,300	96,015,000	226,900,000	31,919,300	△ 262,634,300	△ 19,553,000	△ 214,000,000	△ 29,081,300			
			計	415,400,000	109,231,000	269,300,000	36,869,000	403,934,300	109,231,000	259,100,000	35,603,300	11,465,700		10,200,000	1,265,700			
	5 社 会 教 育 費	歴 史 文 化 施 設 建 設 費	2	444,000,000	366,171,000	67,500,000	10,329,000					444,000,000	366,171,000	67,500,000	10,329,000			
			3	4,124,000,000	768,254,000	3,149,100,000	206,646,000	1,694,860,000	749,046,000	797,100,000	148,714,000	2,429,140,000	19,208,000	2,352,000,000	57,932,000			
			4	82,000,000		41,800,000	40,200,000	2,839,406,132	471,350,000	2,077,800,000	290,256,132	△ 2,757,406,132	△ 471,350,000	△ 2,036,000,000	△ 250,056,132			
			計	4,650,000,000	1,134,425,000	3,258,400,000	257,175,000	4,534,266,132	1,220,396,000	2,874,900,000	438,970,132	115,733,868	△ 85,971,000	383,500,000	△ 181,795,132			

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬司

令和4年度 静岡市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較							
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支 払 義 務 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義 務 額 の 差	左 の 財 源 内 訳				
					国庫(県)補助金	企業債	その他	損益勘定留保資金		国庫(県)補助金	企業債	その他	損益勘定留保資金		国庫(県)補助金	企業債	その他	損益勘定留保資金	
			元	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		足久保配水場改修工事	元	88,000,000		61,000,000		27,000,000						88,000,000		61,000,000		27,000,000	
			2	233,000,000		163,000,000		70,000,000	274,005,600		193,300,000		80,705,600	△ 41,005,600		△ 30,300,000		△ 10,705,600	
			3	487,000,000		340,000,000		147,000,000	373,233,900		316,800,000		56,433,900	113,766,100		23,200,000		90,566,100	
			4						96,240,600		37,500,000		58,740,600	△ 96,240,600		△ 37,500,000		△ 58,740,600	
			計	808,000,000		564,000,000		244,000,000	743,480,100		547,600,000		195,880,100	64,519,900		16,400,000		48,119,900	
		葵区中央・遠方監視制御設備更新工事	元																
			2																
			3	735,000,000				735,000,000					735,000,000					735,000,000	
			4						546,772,600				546,772,600	△ 546,772,600				△ 546,772,600	
			計	735,000,000				735,000,000	546,772,600				546,772,600	188,227,400				188,227,400	
	1	1	2	9,000,000		6,000,000		3,000,000					9,000,000		6,000,000		3,000,000		
	資本的	建設	3	154,000,000		107,000,000		47,000,000	65,200,000		25,600,000	32,718,544	6,881,456	88,800,000		81,400,000	△ 32,718,544	40,118,544	
	支出	改良費	4	65,000,000		45,000,000		20,000,000	97,454,800		18,900,000	48,904,592	29,650,208	△ 32,454,800		26,100,000	△ 48,904,592	△ 9,650,208	
		日本平観光地水道配水池築造工事	計	228,000,000		158,000,000		70,000,000	162,654,800		44,500,000	81,623,136	36,531,664	65,345,200		113,500,000	△ 81,623,136	33,468,336	
		清水谷津浄水場更新に伴う集水井築造工事	2	48,000,000				48,000,000					48,000,000					48,000,000	
			3	257,000,000				257,000,000					257,000,000					257,000,000	
			4						280,718,900				280,718,900	△ 280,718,900				△ 280,718,900	
			計	305,000,000				305,000,000	280,718,900				280,718,900	24,281,100				24,281,100	
		清水谷津浄水場排水処理機械・電気設備更新工事	2	15,000,000				15,000,000					15,000,000					15,000,000	
			3	778,000,000				778,000,000	37,400,000				37,400,000	740,600,000				740,600,000	
			4						738,353,000				738,353,000	△ 738,353,000				△ 738,353,000	
			計	793,000,000				793,000,000	775,753,000				775,753,000	17,247,000				17,247,000	

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬司

## 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、史跡小島陣屋跡土砂崩れ事故に係る和解について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

### 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、史跡小島陣屋跡土砂崩れ事故に係る和解について、次のとおり専決処分する。

令和5年7月31日

静岡市長 難波 喬 司

1 当事者 甲 静岡市

乙

2 事故の概要等

(1) 事故発生年月日 令和4年9月24日(土)

(2) 事故発生場所

(3) 事故の概要 令和4年台風15号通過に伴う大雨の影響により、国指定史跡小島陣屋跡内で土砂崩れが発生し、乙の住宅等に土砂が流入した事故である。

3 和解条項の要旨

(1) 甲及び乙は、本事故に関し、互いに何らの債権債務の無いことを相互に確認する。

### 専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 13 日提出

静岡市長 難波 喬 司

### 専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 7 月 12 日

静岡市長 難波 喬 司

### 施設管理下における物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住所	氏名		
円 90,000 (車両修理費等)			令和 5 年 6 月 2 日 [Redacted]	駐車場に駐車中の相手方車両に突風で飛ばされた誘導用カラーコーンが接触し、バンパーを損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年7月18日

静岡市長 難波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 950,000 (看板修理費)			令和5年 4月17日 [Redacted]	不燃粗大ごみの戸別 収集作業中、塵芥車を発 進させたところ、相手方 所有の看板に接触し、同 看板を損傷させた事故 である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年7月20日

静岡市長 難波 喬 司

施設管理下における傷害事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 47,349 (慰謝料等)			令和5年 2月11日 [Redacted]	公園のベンチに座っていた相手方に枯れ枝が落下し、左頬に切り傷等の傷害を負わせた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年7月31日

静岡市長 難波 喬 司

史跡小島陣屋跡土砂崩れ事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 309,318 (避難先住宅家賃等)			令和4年 9月24日 [Redacted]	令和4年台風15号通過に伴う大雨の影響により、国指定史跡小島陣屋跡内で土砂崩れが発生し、相手方住宅等に土砂が流入した事故である。
円 1,397,000 (住宅修繕費相当額)			令和4年 9月24日 [Redacted]	

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年8月1日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 82,500 (交通標識修理費)			令和5年 4月21日 [Redacted]	公用車で交差点を右折し左に寄ったところ、交通標識に接触し、同交通標識を損傷させた事故である。

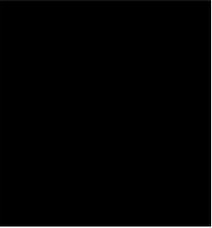
専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年8月7日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 165,887 (治療費等)			令和5年 1月31日 	公用車で交差点を左折しようとしたところ、左後方から走行してきた相手方原動機付自転車と接触し、マフラー等を損傷させるとともに、右膝打撲傷等を負わせた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年8月7日

静岡市長 難 波 喬 司

施設管理下における傷害事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 18,180 (慰謝料等)			令和5年 5月16日 [Redacted]	施設の屋外に設置されているウッドデッキを相手方が利用していたところ、ウッドデッキのささくれにより、左手に創傷を負った事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年8月8日

静岡市長 難 波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 22,500 (自転車修理費)			令和5年 6月23日	公用車で交差点に進入したところ、左方から直進してきた相手方自転車と接触し、前輪等を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

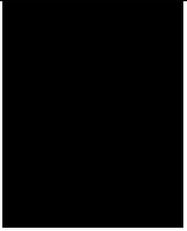
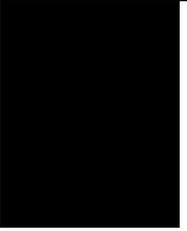
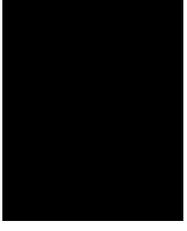
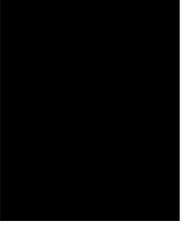
地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年8月10日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 9,949 (車両修理費)			令和5年 1月9日 [Redacted]	市管理道を自動車で行走中の相手方が、道路上に落ちていた陸ごうの蓋に接触し、左側ドアを損傷させた事故である。
円 7,150 (車両修理費)			令和5年 5月15日 [Redacted]	市道を自動車で行走中の相手方が、道路上の穴に落輪し、左前輪タイヤを損傷させた事故である。
円 37,379 (車両修理費)			令和5年 5月23日 [Redacted]	市管理道を自動車で行走中の相手方が、倒木に接触し、フロントガラスを損傷させた事故である。

<p>円</p> <p>519,000</p> <p>(車両修理費)</p>			<p>令和5年</p> <p>7月10日</p> 	<p>市管理道を走行中の相手方車両に、落枝が直撃し、ルーフ等を損傷させた事故である。</p>
<p>円</p> <p>300,058</p> <p>(車両修理費)</p>			<p>令和5年</p> <p>7月14日</p> 	<p>市管理道を走行中の相手方車両に、山側斜面からの落石が直撃し、左側ドア等を損傷させた事故である。</p>

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年8月10日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 875,066 (車両修理費等)			令和5年 3月1日	公用車で交差点を左折しようとしたところ、直進してきた相手方自動二輪車と接触し、照明器具等を損傷させるとともに、右膝打撲等の傷害を負わせた事故である。

報告第28号

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率について別紙監査委員の意見書を付けて報告する。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

## 健全化判断比率報告書

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— ( 11.25 )	— ( 16.25 )	6.3 ( 25.0 )	34.3 ( 400.0 )

(括弧内の数字は早期健全化基準)

報告第29号

### 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、簡易水道事業会計、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計及び中央卸売市場事業会計の令和4年度決算に基づく資金不足比率について別紙監査委員の意見書を付けて報告する。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

## 資金不足比率報告書

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
簡易水道事業会計	—
病院事業会計	—
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
農業集落排水事業会計	—
中央卸売市場事業会計	—

(経営健全化基準は20.0%)